

甲府市高齢者見守りネットワーク事業協力事業者募集要領

甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課

1 趣旨

市民、市、協力団体（市内で地域福祉活動等を行う地区組織及び団体並びに介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、医療機関等をいう。）及び協力事業者（市と高齢者見守りネットワーク事業に関する協定を締結した事業者等をいう。）が連携して地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築し、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し必要な支援を行うため、高齢者見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）を実施します。

2 協力事業者の役割

協力事業者は、通常業務の範囲内において次に掲げる活動を行っていただきます。

- (1) 異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を発見したときは、市へ情報提供を行っていただきます。ただし、緊急時は警察署、消防署等へ通報していただきます。
- (2) 甲府市防災行政用無線及び甲府市防災防犯メールマガジンにより放送又は配信された行方不明者の発見に協力し、発見したと思われるときは警察署へ通報していただきます。
- (3) その他当該協力事業者からの申出により協定書に追記された活動を行っていただきます。

3 免責

協力事業者は、連絡の有無により対象者に不利益が生じた場合、責任を負うことはありません。

4 個人情報の保護

協力事業者は、活動の実施にあたり知り得た個人情報を、活動の実施中又は終了後においても適切に管理し、第三者への提供又は活動以外の目的に使用してはいけません。

5 禁止事項

協力事業者は、この取組活動を販売促進等への目的に使用してはいけません。また、この活動を通じて、宗教行為、政治活動、その他公序良俗に反する活動を行ってはいけません。

6 協定の解除

前2項に反する行為が判明したとき、事業者の倒産があったとき及び甲府市暴力団排除条例に違反する行為が判明したときなど協力事業者として不適当と判断した場合、市は当該事業者との協定を解除します。

7 募集要件

- (1) 甲府市内で業務を行っている事業者等であることが必要となります。
- (2) 事業の趣旨に賛同し、甲府市と協定を締結し、協力事業者の役割に掲げた見守り活動にご協力をいただけることが必要となります。

8 活動の期間

協定の締結日から甲府市高齢者見守りネットワーク事業辞退届（第4号様式）により登録の解除を申し出るまでの期間となります。

9 協定の締結までの手続き

- ① 甲府市高齢者見守りネットワーク事業協力事業者登録申込書（第1号様式）に必要事項を記入の上、甲府市役所福祉保健部福祉保健総室総務課高齢者支援係にお持ちいただくか郵送してください。

- ② 登録申込書の確認作業（必要に応じて、申込書の内容について、市から確認させていただくことがあります。）
- ③ 甲府市高齢者見守りネットワーク事業協力事業者登録決定（却下）通知書をお送りします。（申込書提出から、おおよそ1～2週間かかります）
- ④ 登録が決定された事業者へ協定調印式のご案内をお送りします。（協定締結式のおおよそ1ヶ月前までに発送いたします）
- ⑤ 協定調印式は、複数の事業者と協定を締結するときは、合同で行います。

なお、協定調印式は協定の締結に向けた準備の関係上、協力事業者登録決定からおおむね3ヶ月以内を予定しております。

1 0 実施要綱等の配布

甲府市ホームページ上でダウンロードできるほか、高齢者支援係窓口にて配布しています。

1 1 問合せ・申込み場所

甲府市役所 福祉保健部 福祉保健総室 総務課 高齢者支援係
住所 甲府市丸の内1丁目18番1号 本庁舎 2階④窓口
電話 055-237-5613（直通）
FAX 055-236-0118